

SOR取引・PTS取引及びKai-Xを通じた取引に関する約款

第1条（本約款の趣旨）

この約款は、お客様が、楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）を介して行う、次に掲げる取引に関する当社とお客様の権利・義務に関する事項を定めるものです。なお、本約款において、チャイエックス・ジャパン株式会社（以下「チャイエックス社」といいます。）が提供し運用する媒介業務サービスでのマッチングシステム（以下「Kai-X」といいます。）に係る規定は、Kai-Xをご利用になるお客様のみ適用となります。

（1）SORシステムを介して下記（ア）～（エ）で行う有価証券の売買取引

（ア）チャイエックス社が運営する私設取引システム（以下「PTS」といいます。）

（イ）SBIジャパンネクスト証券株式会社（以下「ジャパンネクスト社」といいます。）が運営するPTS

（ウ）東京証券取引所立会外市場（以下「ToSTNeT」といいます。ただし、Kai-Xにより取り次がれた注文に係るものに限り、以下同じ。）

（エ）株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）

（2）PTSで行う有価証券の売買取引（以下、（1）と（2）を総称して「本取引」といいます。）

第2条（自己責任の原則）

お客様は、金融商品取引法その他の法令、諸規則、決定事項及び慣行等に従い、本取引の特徴、制度の仕組等について、本約款中に掲げる事項のほか、別途お客様に提供する「SOR取引・PTS取引及びKai-Xを通じた取引に関する説明書」（以下「本件説明書」といいます。）の内容を十分理解し、本件説明書に則って取引することに同意のうえ、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。

第3条（用語の定義）

本約款における用語の意義は、次に掲げるとおりとし、その他の用語は金融商品取引法その他の諸法令、日本証券業協会、東京証券取引所及び株式会社証券保管振替機構等の定める諸規則、決定事項及び慣行（以下「法令等」といいます。）で定める定義に従うものとします。なお、次に掲げる用語の当社における具体的な内容その他必要事項は、説明書や当社ウェブサイト等でご案内いたします。

①	SORシステム	金融商品取引所市場、PTS、マッチングシステムなど複数の市場又はシステムからお客様の売買注文を最良の価格で約定できると判断される市場又はシステムに取次ぎ、注文を執行するシステムをいいます。
---	---------	--

②	PTS	Proprietary Trading Systemの略称で、金融商品取引法2条8項10号に掲げる、金融商品取引所を介さず有価証券を売買することが出来る電子取引システムを指します。
③	PTS等運営会社	金融商品取引法第30条第1項に基づき内閣総理大臣の認可を受けてPTSの運営を行う金融商品取引業者をいい、チャイエックス社及びジャパンネクスト社の2社を指します。
④	PTS取引	PTSにおける取引をいいます。
⑤	SOR注文	SORシステムを利用した注文をいい、最良執行方針に基づき、PTS、ToSTNeT及び東証の全部又はいずれかに取次ぐ注文をいいます。
⑥	PTS注文	お客様の指示により、PTSに取次ぐ注文をいいます。
⑦	Kai-X	チャイエックス社が提供し、運用する媒介業務サービスのマッチングシステムをいいます。

第4条（申込み）

お客様は、本約款に合意のうえ、当社のウェブサイトの株式の発注画面等でSOR注文やPTS注文を指定することで本取引を行うことができるものとします。従って別段のお申込みは必要ありません。

- 2 前項に関わらず、Kai-Xへの注文は、所定の利用条件を満たした方のうち、ご利用をお申込みされた方についてのみ、SORを介してご利用いただけます。

第5条（遵守すべき事項等）

お客様は、当社との間で行う本取引に関しては、法令等のなかで本取引に関連する条項に従うとともに、本取引で取引する有価証券の発行会社に適用される法令等に関し、当社から指示のあったときは、その指示に従うものとします。

- 2 当社は、お客様の利益に資すると判断する場合その他必要がある場合に、PTS等運営会社の一方又は両方にPTS注文を取次がないことがあります。また、チャイエックス社及びジャパンネクスト社の以外のPTS等運営会社に注文を取次ぐときがあります。

第6条（本取引の内容）

当社における本取引の内容は、お客様に対して別途提供する本件説明書に記載されたいものとします。お客様は、本件説明書に同意の上、同説明書の定めるところにより本取引を行うものとします。本件説明書と本約款の内容に齟齬がある場合には、本件説明書が優先するものとします。

第7条（免責事項）

当社は、以下に掲げる事項によりお客様に生じる損害については、その責を負わないものとしします。

- ① 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等（当社のみならずPTS等運営会社が運用するシステム機器等を含みますが、これらに限りません。）の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システムの障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、PTS等運営会社がSORシステム、PTSもしくはKai-Xの運営ができなくなったか、または当社が提供する情報の伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。
- ② お客様の注文または約定後の決済が、当社又はPTS等運営会社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により有効とならなかったか、あるいは誤った注文もしくは決済となったか、または実行されなかった場合（金融商品取引所等における障害、当社に株価等の情報提供を行う者における障害、または回線障害によって当社が正常に株価等の価格情報を取得できなかったことに伴い、お客様からの条件付注文等が発注されなかった場合または誤った発注となった場合を含みます。）。但し、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無に関わらず、それまでに約定成立した本取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとしします。
- ③ お客様からの注文の受付に際し、入力されたお客様のログインID及びパスワード、取引暗証番号と、予め当社に登録されているものとの一致を確認して当社が行った取引
- ④ 本取引に際し、当社又はPTS等運営会社が提供する情報の内容につき、誤謬、欠陥があった場合。但し、当社又はPTS等運営会社に故意または重過失があったことにより損害を生じた場合を除きます。
- ⑤ 本取引に際し、当社が提供する情報につき、PTS等運営会社が公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害する恐れがあると判断し、提供する情報の全部または一部の変更または中止を行った場合。
- ⑥ 天災地変、戦争・紛争、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受または寄託等の手続きが遅延しまたは不能となった場合。（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）
- ⑦ 当社またはPTS等運営会社の判断（金融商品取引所、日本証券業協会等が行う措置に基づく場合を含む）により、SORシステム、PTSについて、全体あるいは個別銘柄毎に売買停止、制限等の措置を実施した場合。
- ⑧ お客様が本約款に違反した場合。
- ⑨ お客様と当社との間の通信回線の第三者による傍受等の場合。

⑩ その他当社の責めに帰すべからざる事由により損害が発生した場合。

⑪ 前各号のほか総合証券取引約款第53条に掲げる事由が生じた場合。

2 当社は、いかなる場合にも、あらゆる種類の、お客様に関する営業の損失、得べかりし利益の喪失及び間接損害について責任を負わないものとします。

第8条（報告書等の作成及び提出）

お客様は、PTS等運営会社が有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び本取引の公正性確保のために当社に対してお客様の個人情報（氏名、年齢、住所、職業、内部者登録の有無、口座番号）、取引内容及びその他の情報、資料にかかる報告を依頼した場合には、当社がPTS等運営会社の依頼に基づく合理的な内容の報告書その他の書類をPTS等運営会社に対して提出する必要があることに同意するものとします。

第9条（本約款の解約）

次の各号のいずれかに該当したときは、当社は、お客様の同意を得ずに、本約款に定める各契約を解約することができるものとします。但し、解約時においてお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

① お客様が証券総合口座を解約したとき。

② お客様が本約款の条項のいずれかにつき重大な違反を犯し、当社が本約款の解約を通告したとき。

第10条（売買取引の臨時停止または制限、あるいは規定時間外取引）

お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社は、PTS等運営会社への注文取次ぎを停止するなど本取引を制限し、またPTS等運営会社が、売買取引の全部もしくは一部を臨時に停止または制限し、あるいは規定時間外に本取引を行うことに同意するものとします。

① 対象銘柄が上場している主たる取引所が対象銘柄の売買停止等の措置を行った場合、または日本証券業協会が対象銘柄の取引所金融商品市場外取引を停止した場合

② SORシステム、PTSもしくはKai-Xの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社またはPTS等運営会社が認めたとき

③ 対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確であるときまたは情報の内容を周知させることが必要であるとき等、売買を継続することが適当でないと当社またはPTS等運営会社が判断した場合

④ 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するの

が適当でないと当社またはPTS等運営会社が認める場合

- ⑤ 天災地変、戦争・紛争、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、本取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延しまたは不能となったとき
- ⑥ その他本取引の公正性確保のためなど当社またはPTS等運営会社が必要と認めた場合

第11条（臨時停止、臨時挙行の通知）

当社またはPTS等運営会社が、臨時休業日、臨時半休日または売買取引の臨時停止もしくは臨時挙行を定めた場合は、緊急やむを得ないときを除きあらかじめその旨をお客様に通知するものとします。

第12条（注文の執行）

当社は、お客様が本取引を発注する際に、SOR注文である旨、又はPTS注文である旨のお申し出があった場合のみPTSへ取次ぎます。

第13条（PTS等運営会社におけるシステム障害時における注文の処理）

PTS等運営会社におけるシステム障害又はそのおそれがある場合により売買取引を停止する場合には、すべて又は一部の受注を停止することがあります。

- 2 PTS等運営会社におけるシステム障害が発生する前にPTS等運営会社が受付けた注文で、システム障害発生時点でシステム上約定が成立していない注文については、そのすべて又は一部が取消されることがあります。
- 3 PTS等運営会社におけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している本取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。
- 4 PTS等運営会社のシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない本取引の約定連絡がお客様になされている場合には、その約定は無効な約定として取消されることがあります。

第14条（総合証券取引約款等の適用）

本約款に別段の定めがないときは、金融商品取引法その他の法令、金融商品取引所の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、日本証券業協会の諸規則、当社の総合証券取引約款のほか当社が定める各種約款・規程等の定めによるものとします。

第15条（本約款条項の変更）

本約款は、各金融商品取引所若しくは日本証券業協会が定める諸規則の変更がされたときまたは当社が必要と判断したときは、民法第548条の4の規定に基づき改正されること

があります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上
(2020 年 1 月)